

## 調査士専門職能継続学習（CPD）履歴の公開について

土地家屋調査士（とちかおくちょうさし）とは、他人の依頼を受けて、不動産（土地や建物）の表示に関する登記の申請手続のための調査、測量を行う専門家のことです。

また、これまで裁判で争われてきた隣地同士の境界トラブル等の解決方法として「筆界特定制度」や「裁判外紛争解決手続（ADR）」といった制度が設けられ、土地家屋調査士がその制度に大きく関わることとなりました。

私たち土地家屋調査士は、業務遂行に当たり必要な最新の専門知識と技術の習得、能力の向上を図るため継続的に学習を行っており、その実態を国民の皆さまに広く知っていただくため、研修会・講演会・専門書の購読等の学習履歴（ポイントに換算）を公開することといたしました。

ただし、公開履歴は、過去 5 年間のもので既に一定の技能を備えている者は、あらためて履修するまでもないため、ポイント数に反映されません。ポイント数の大小がその土地家屋調査士の能力に必ずしも反映するものではありませんが、業務を依頼される方へ対し一判断材料として有用な情報としてご提供するものであります。

公開する趣旨として、私たち土地家屋調査士の総意として、国民の皆さまに信用と安全、そして誠実に業務に当たっていることをご理解いただき、さらなる研鑽を重ね信頼に応える覚悟を示させていただくものです。